

ヌリメディア サービス利用約款

エヌオンライン訳

第 1 章 総則**第 1 条 (目的)**

この約款は(株)Nurimedia(以下「会社」とする)が提供する全てのサービス(メタデータ、原文データなど全ての「コンテンツ」とその他の多様なサービスを総称)を利用する顧客(以下「会員」とする)と会社が、サービスの利用条件及び手順に関する事項とその他の必要な事項を規定することを目的とします。

第 2 条 (用語の定義)

第 1 項 この約款で使用する用語の定義は次の通りです。

第 1 号「利用者」とは、この約款によって会社が提供するサービスを利用する会員及非会員を示します。

第 2 号「会員」とは、個人情報を提供して会員加入後、利用者 ID を付与されてこの約款によって会社が提供するサービスを利用する一般会員、満 14 歳未満の一般会員、著者会員として区分されます。

第 3 号「非会員」とは、会員加入しないでサービスを利用する利用者を言います。

第 4 号「利用契約」とは、この約款に同意してサービスの会員として加入する行為を示します。

第 5 号「利用者 ID」とは、会員の識別及びサービス利用のために会員の申請によって会社が会員ごとに付与する固有の文字または数字を示します。

第 6 号「パスワード」とは、利用者 ID で識別される会員の本人か否かを検証するために会員が設定して会社に登録する固有の文字または数字を示します。

第 7 号「解約」とは、会社または会員が利用契約を解除することを示します。

第 2 項 この約款で使用する用語のうち、第 1 項で定めていないものは関係法令及びサービス案内で定めることに従い、それ以外は一般関係に従います。

第 3 条 (約款の効力と変更)

第 1 項 サービスはこの約款で規定された条項を変更せずに利用者が受諾することを条件として提供されます。「利用約款に同意しますか?」という質問に会員が「同意」ボタンをクリックすることは、この約款に利用者が同意したことを意味します。

第 2 項 この約款は利用者にオンラインで示すことにより効力が発生します。会社は事情が変化した場合と営業上の重要事由がある場合には、約款を任意に変更することができ、変更された約款はサービス画面に掲示またその他の方法で会員に周知することにより効力が発生します。

第 3 項 会員は変更された約款に同意しない場合、サービス利用を中断し脱退することができます。約款が変更された以降も継続的にサービスを利用する場合には、会員が約款の変更に同意したものと見なされます。

第 4 条 (約款以外の準則)

第 1 項 この約款に明示されていない事項が国内関係法令に規定されている場合には関連法令の規定に従います。

第 2 項 約款が定めたサービス規定以外の個別サービス使用に対する約款への同意は、個別の利用同意手順に従います。

第 2 章 会員加入**第 5 条 (利用契約の成立)**

第 1 項 利用契約は利用者の利用申請に対する会社の利用承諾で成立し、利用者の約款内容に対する同意は「同意」ボタンを押すことで成立します。

第 2 項 会員に加入してサービスを利用する希望者は会社が定めた所定の様式に従って個人情報(利用者 ID、パスワード、名前、連絡先、電子メール等)を提供しなければなりません。利用者が提供した個人情報は関連法及び「会社」の個人情報取扱方針によって厳格に保護されます。但し、「会社」の公式サイト以外にリンクされたサイトでは「会社」の個人情報取扱方針が適用されません。

第 3 項 加入申請の書式に記載された会員情報は実際のデータと見なされます。実際に情報を入力していない会員は法的保護を受けることができません。全ての会員は必ず会員本人の情報を提供することによりサービスの利用ができ、他人の情報を盗用また虚偽の情報を登録するなどにより本人そのものの情報を登録していない会員は、サービス利用に関連していかなる権利も主張できず、関係法令によって処罰される場合があります。

第 6 条 (利用申請の承諾)

第 1 項 会社は会員が全ての事項を正確に記載して申請する場合にサービス利用を承諾します。但し、第 2 項の「利用申請の制限」に該当する場合はこれを承諾しません。

第 2 項 利用申請の制限は以下のような場合に該当します。

第 1 号 他人の名義を使用して申請した場合

第 2 号 利用契約申請書の内容を虚偽記載した場合

第 3 号 社会秩序または公序良俗を阻害する目的で申請した場合

第 4 号 その他会社が定めた利用申請要件が不備の場合

第 7 条 (サービス利用及び制限)

第 1 項 サービス利用は会社の業務上または技術上の特別な支障がない限り 1 年間休みなく、1 日中 24 時間を原則とします。

第 2 項 会社が提供するサービスのうち一部は、会員となった後に会社が認定した利用者 ID とパスワードを通じてサービスを受けます。

第 8 条 (会員の特典)

第 1 項 会社への会員加入代金は無料です。

第 2 項 会員は会社で主催する各種イベントや行事に自動的に参加し、様々な特典を受けることができます。また、これと同時に発生する各種の権利義務関係は会員加入時に同意したものとみなされます。

第 3 章 サービス利用

第 9 条 購買申請

第 1 項 利用者は会社の HP で以下の方法により購買を申請します。

第 1 号 姓名、住所、電話番号、電子メールアドレス入力

第 2 号 財貨またはサービスの選択

第 3 号 決済方法の選択

第 4 号 最終的購買意思の表示(決済するボタン・クリック)

第 10 条 契約の成立

第 1 項 会社は購買申請について下記のような場合に該当しない限り承諾します。

- 第 1 号 申請内容に虚偽、記載漏れ、誤記がある場合
 - 第 2 号 未成年者が青少年保護法で禁止する財貨及びサービスを購入する場合
 - 第 3 号 その他購買申請を承諾することが会社の技術上に著しく支障があると判断する場合
- 第 2 項 会社が承諾した時点で契約が成立したものとみなします。

第 11 条 支払方法

第 1 項 会社で購入した財貨またはサービスに対する代金支払方法は下記のうちの一つにより可能です。

- 第 1 号 クレジットカード決済
- 第 2 号 口座送金
- 第 3 号 携帯電話決済
- 第 4 号 DBpia money 決済 (DBpia サイトのみ該当)
- 第 5 号 DBpia Point 決済 (DBpia サイトのみ該当)
- 第 6 号 その他会社が決めた代金支払方法

第 12 条 受信確認の通知・購買申請の変更及び取消

- 第 1 項 利用者の購買申請があった場合、会社は利用者へ受信確認の通知をします。
- 第 2 項 利用者が購買申請後、第 11 条による支払方法でその申請日から 7 日以内に商品代金について入金の確認ができない場合、会社は別途の意思表示なしに購買契約を解除することができます。
- 第 3 項 ダウンロード前に利用者が購買申請を変更し、または取消要請があった時には会社は即時にその要請に応じて処理します。

第 13 条 ダウンロード

第 1 項 会社は利用者が購買した財貨についてダウンロード方法及び期間などを明示します。利用者が会社の故意・過失でダウンロードに失敗した場合、全ての責任は会社にあります。

第 14 条 取引の取消及び払戻し

第 1 項 デジタル資料の特性上利用可否の判断ができず、完全な回収が不可能なため、取引の取消あるいは使用消費された金額についての払戻しはできません。

第 2 項 会社は利用者がダウンロードした財貨であっても、下記の場合、払戻し申請を受けた日から 3 日以内に契約解除及び払戻し手続きを行います。但し、その請求の期限は利用者がダウンロードした日から 20 日以内とします。

- 第 1 号 ダウンロードした財貨が注文内容と相違した場合、または会社が提供した情報と相違した場合
- 第 2 号 ダウンロードした財貨が破損・損傷・汚染された場合
- 第 3 号 運営上の理由(システム上のエラーなど)でコンテンツの利用が不可であると認められた場合
- 第 4 号 「訪問販売などに関する法律」第 18 条による広告に表示すべき事項を会社が表示しない状態で利用者の契約が行われた場合

第 3 項 全ての払戻し金額は購買代金の中で DBpia money と DBpia Point 使用分を除外した実際の決済金額に対しての払戻しであり、DBpia money または DBpia Point で使用した購買金額は各々 DBpia money と DBpia Point で払い戻します。

第 15 条 DBpia money

第 1 項 「DBpia money」とはクレジットカード・携帯電話・口座送金、その他会社が決めた代金支払方法を通じて現金を会社に支払い、その現金と等価でチャージしたインターネット決済を言います。

第 2 項 第 2 項会社が指定した支払い DBpia money のチャージは最少一千万円(¥1000)以上の金額

でチャージすることができ、支払い方法によって制限金額がある場合もあります。

第 3 項 DBpia money は会社が提供する有料サービスの利用または商品購買の時点で即時決済します。

第 4 項 DBpia money を利用して決済した代金の払戻しは DBpia money にチャージすることを原則とします。

第 5 項 会社が提供した決済方法を利用してチャージした DBpia money については、有料サービスの利用または商品の購買をしていない場合、チャージ日から 10 日以内であれば全額の払戻しが可能です。

第 6 項 会社は利用者が会員脱退を申請し、またはその他正当な事由で払戻しを要請した場合、払戻しの違約金は請求しません。会社は利用者から払戻し請求書を受けて指定した銀行口座に DBpia money 残額を送金することを原則とします。但し、この場合口座着金手数料は利用者が負担します。

第 4 章 契約解除及びサービス利用の制限

第 16 条 （契約の解除及び利用の制限）

第 1 項 会員はサービスの各種機能と電子メールを通じて、会員の情報処理に関する苦情を伝えることができます。

第 2 項 会員がサービス利用契約を解除しようとする場合、会員本人が直接、会員情報修正メニューの個人情報管理ページで解約申請をしなければなりません。

第 3 項 会社は会員が次の事項に該当する行為をする場合、事前の通知なく利用契約を解除、または期間を決めてサービスの利用中止をすることがあります。

第 1 号 社会秩序または公序良俗に反した場合

第 2 号 犯罪行為に関係した場合

第 3 号 国益または社会的な利益を阻害する目的でサービスの利用を計画し、または実行した場合

第 4 号 他人の利用者 ID 及びパスワードを盗用した場合

第 5 号 他人の名誉を毀損し、不利益を与えた場合

第 6 号 サービスに危害を与える等、健全な利用を阻害した場合

第 7 号 その他関連法規または会社が定めた利用規則に反した場合

第 4 項 会員が 1 年間会社のサービスを利用する為にログインした記録がない場合、円滑な会員管理の為に休眠アカウント指定処理して会員資格としての活動一体を制限できます。但し、会員が会社が決めた手続きによって休眠アカウント撤回を要請すると会社は従前の会員資格を再活性化します。

第 17 条 （利用制限の手順）

会社は利用制限をしようとする場合、その事由、日時及び期間を決めて、電子メールまたは電話等の方法によって該当利用者または代理人に通知します。但し、会社が緊急に利用を停止する必要があると認めた場合はこの限りではありません。

第 5 章 責任

第 18 条 （会社の義務）

第 1 項 会社は特別な事情がない限り、会員が申請したサービスを利用させることとします。

第 2 項 会社はこの約款で定めたことに従い継続的・安定的にサービスを提供する義務があります。やむを得ない理由でサービスが中断された場合でも、会社は努力し、直ちに修理復旧します。但し、天変地異、非常事態、その他のやむを得ない場合にはサービスを一時中断または中止することができます。

第3項 会社は会員から提起された意見または不満を正当と認定する場合にはすぐに処理しなければなりません。

第4項 会社がサービスの提供によって得られた会員の個人情報を、本人の承諾なしに第三者に漏洩、配布することはありません。但し、「電気通信基本法」等の法律の規定により国家機関が要求する場合、犯罪に対して捜査上の目的や情報通信倫理委員会の要請があった場合、その他の関係法令で定められた手順による要請があった場合には、この限りではありません。

第5項 会社と提携を結ぶサイトと会社サイトを便利に使用するため、会社は会員情報を提携サイトと共有することができ、そのために会社は会員の PC に Cookie を転送することができます。

第6項 第5項の範囲内で会社は会員の全体または一部の情報を業務に関連した統計資料として使用することができます。

第19条 (会員の義務)

第1項 利用者 ID とパスワードに関する全ての管理責任は会員にあります。

第2項 会員は自分の利用者 ID を他人に譲渡・贈与することができません。

第3項 自分の利用者 ID が不正に使用された場合、会員は必ず会社にその事実を電子メールまたはその他の方法により通報しなければなりません。

第4項 会員はこの約款及び関係法規で定める事項を遵守しなければなりません。

第6章 掲示物

第20条 (会員の掲示物)

会社は会員の掲示物が下記のような行為に該当する場合には事前の通知なく削除します。

第1項 他人のプライバシー及び公表権(表現の自由)のような法的権利を毀損し、悪用し、盗用し、脅かし、不快を与える又はそれに準ずる行為

第2項 不適切で、冒流的、名誉毀損的、侵害的、淫乱的、卑劣的又は不当な題目、名前、資料または情報出版、郵送、掲示、配布または流布する行為

第3項 著作権法によって保護されたソフトウェア又はその他の資料を含むファイルをアップロードする行為。但し、利用者がそれに対する権利を所有または管理する場合、また必要な同意を全て得ている場合は除外します。

第4項 他人の PC を損傷させるウィルス、汚染されたファイル、またはその他類似のソフトウェアまたはプログラムを含む資料をアップロードする行為、

第5項 商業的な目的で商品またはサービスを広告または販売する行為

第6項 資料調査、コンテスト、ピラミット体系を行ったり幸運の手紙を送ったりする行為

第7項 適法に配布できないものと知りながら、または合理的な判断を持ちながら、他の利用者が提示した違反ファイルをダウンロードする行為

第8項 アップロードされたファイルに含まれるソフトウェアまたはその他資料の著者表示、法律上またはその他適切な留意事項または商品名またはその出所あるいは根源となる標識を偽造または除去する行為

第9項 他の利用者がサービスを使用し楽しむことを制限または禁止する行為

第10項 社会秩序または公序良俗に反する淫乱な内容、特定の宗教を宣伝・布教また誹謗する内容、その他の地域感情を誘発させる等の良識を欠く内容を掲載する行為

第21条 (掲示物の著作権)

一般掲示物に対する権利と責任は掲示物を登録した会員にあります。

第 22 条 (掲示物に対する会社の責任)

第 1 項 会社は掲示物を検閲する義務を負いません。しかし、会社は適用される法律、規定、法的手順または政府の要請に応えるために情報を公開することができます。会社の裁量で情報あるいは資料の全部または一部を編集、送付拒否あるいは除去する権利を有します。

第 2 項 会員は全ての掲示板サービスが公共通信であって私的通信ではなく、その結果利用者の通信が利用者本人の分からないまま他人によって読まれることを容認します。誰に関するものかが識別できる利用者または利用者の子供達に関する情報を掲示する時は、常に注意しなければなりません。

第 3 項 会社は常にいかなる理由かを通知することなく会員が掲示板の一部または全ての接続を終了させる権限を有します。

第 4 項 会社は掲示物に関する責任、及び利用者が掲示板サービスに参加することで発生するいかなる事件にも一切の責任を持ちません。

第 7 章 情報及び広告の提供

第 23 条 (情報及び広告の提供)

第 1 項 会員の情報は厳格に保持されますが、この約款第 18 条第 5 項の規定によって共有提供されることがあります。

第 2 項 会社は会員に必要な情報を電子メールまたは信書郵便等の方法で伝達することができますが、会員がこれを望まない場合は加入申請メニューと会員情報修正メニューで情報の受信拒否ができます。

第 3 項 会社は広告主から要請された広告を会社の判断によって電子メールを通じて会員に提供することができます。

第 8 章 一般事項

第 24 条 (一般事項)

第 1 項 この約款は大韓民国関連法律の適用を受けます。サービス利用者は、このサイトの使用から発生し、または、それに関連する訴訟が発生した場合、会社管轄裁判所に専属的な管轄権があることに同意します。従って、この約款の効力を認定しない裁判管轄地域内ではこのサイトの利用が許可されません。

第 2 項 利用者は会社サイト利用の結果として、利用者と会社との間にいかなる共同事業(投資)、連携、雇用または代理人関係が存在しないことに同意します。会社がこの約款を遂行することによって現行法と法的手順の適用を受けます。この約款で規定されたどのような条項によっても、このサービスまたはその使用に関連して会社が収集または提供した情報の使用に関連する政府、裁判所及び法律執行当局の要請、または要求事項を遵守する会社の権利は毀損されません。

第 3 項 以前に規定した責任の否認を含んだこの契約の一部条項が、適用した法によって無効または実行不可能と判断された場合、その無効または実行不可能条項は本来条項の趣旨に最も符合する有効または実行可能な条項に置き換えることとし、残りの契約条項は有効に継続します。

第 9 章 その他

第 25 条 (著作権の帰属及び利用制限)

第 1 項 会社が作成した著作物に対する著作権その他の知的財産権は会社に帰属します。

第 2 項 利用者は会社のサービスを利用することによって得た情報を、会社の事前承諾なしに複製・送信・出版・配布・放送その他の方法によって営利目的で利用したり第三者に提供したりしてはいけません。

第 26 条 (紛争解決)

第 1 項 会社は利用者が提起する正当な意見または不満を反映してその被害を補償処理する為に被害報償処理機構を設置・運営します。

第 2 項 会社は利用者から提出された不満事項及び意見を優先的に処理します。但し、迅速な処理が困難な場合には利用者にもその事由と処理日程を即時通報します。

第 3 項 会社と利用者間に発生した紛争は「電子取引基本法」第 28 条及び同「実行令」第 15 条によって設置された電子取引紛争調停委員会の調整に従います。

第 27 条 (裁判権及び準拠法)

第 1 項 会社と利用者間に発生した電子取引に関する訴訟は民事訴訟法上の管轄裁判所に提起されます。

第 2 項 会社と利用者間に提起された電子取引訴訟には韓国法を適用します。

第 10 章 特別規定

第 28 条 (法令及び準用)

本約款に明示していない事項は「電子取引基本法」、「電子署名法」、「訪問販売法」及びその他の関連法令の会社適用規定に従い、またその他の商慣例に従います。

第 29 条 (会員のポイント運営)

第 1 項 「DBpia ポイント」とはサービスの効率的な利用の為に会社が会員に提供する会員補償システムの一つです。会社が任意で策定または支給、調整でき、財産的に価値のない「サービス」上の仮想データを意味します。

第 2 項 「DBpia ポイント」は DBpia サイト内で現金のように使用できる貨幣の概念です。但し、会員はこれを譲渡・販売・担保提供などの処分行為、「DBpia ポイント」による現金の払戻しはできません。

第 3 項 会社の運営政策によってポイントの一部または全部を調整できます。付与点数、ポイント使用可能時、有効期間及び分割使用可能の可否を変更できます。

第 4 項 会員がポイントを不当に取得した証拠がある場合、会社は事前通知なく会員のポイントを削除でき、これに関連して会員の資格を制限できます。

第 5 項 会員脱退または会員資格喪失時は残高に関係なく会員本人のポイントが消滅し他人に譲渡することはできません。

(付則)

この約款は 2015 年 8 月 18 日から適用され、2010 年 9 月 1 日から実行された約款はこの約款に置き換えます。この約款の適用日以前の加入者も同様にこの約款の適用を受けます。